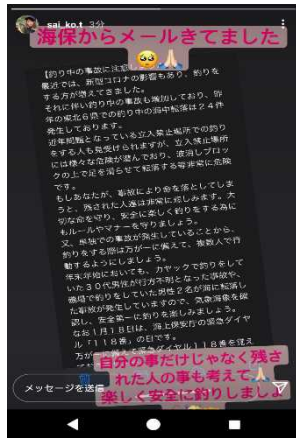
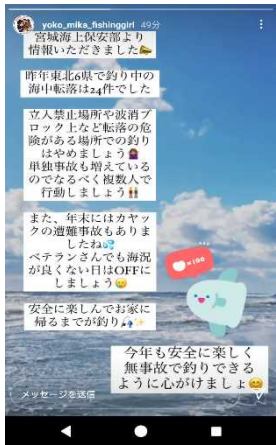


これまでの活動状況



SNS等を使って全国の人に注意を呼びかけていただきました。



宮城海上保安部では海の安全教室を通じて救命胴衣の重要性等を呼びかけてきました。

平素から海上安全業務に深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。この度、サポーターの活動状況や情報提供等を掲載する新聞を発行することとなりました。活動状況が掲載された方には、オリジナルグッズをプレゼントします。で、たくさんの方の投稿を待ちしております。



掲載項目

- ・ サポーター活動状況
 - ・ サポーター加入状況
 - ・ サポーターアンバサダー紹介
 - ・ 安全教室実施状況
 - ・ 安全認証団体認証式
 - ・ 安全認証団体紹介
 - ・ 海上安全指導員勢力
 - ・ 海上安全指導員委嘱式
 - ・ 海上安全指導員紹介
 - ・ 海難発生状況
 - ・ 海難防止対策紹介
 - ・ 安全装備品使用方法
 - ・ 関係法令改正
 - ・ 海上安全クイズ
 - ・ 港長業務の紹介
 - ・ 航路標識の紹介
 - ・ 航路標識点検紹介
 - ・ 当課の海難防止活動紹介 etc
- 記事の要望等がありましたらメールでお知らせ願います。

サポーター加入状況

- ・ サポーター (個人) : 28名
- ・ サポーター (団体) : 1団体
- ・ ジュニアサポーター : 38名
- ・ アンバサダー : 1名

海上安全クイズ

Q 海でもしも事件・事故に遭ったらどこに電話する?

- ① 110番
- ② 119番
- ③ 118番



正解は次号

小型船舶に乗船するすべての乗船者は救命胴衣の着用が義務付けられています。令和4年2月1日から違反すると違反点数2点が課され累積5点以上で免許停止の対象となります。救命胴衣着用者の海中転落時の生存率は非着用時に比べて2倍以上です。岸壁や防波堤等で釣りをする時も必ず救命胴衣を着用し楽しく釣り活動を楽しみましょう。

小型船舶の救命胴衣着用について違反点数の付与が開始されました

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても船内にはライフジャケットを準備しましょう。

船長の職務です！平成30年2月1日から、小型船舶の船内には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！船内では常に準備しておきましょう。

ライフジャケットの選び方！船が安全性を確保した証であるマークのあるライフジャケットを着用してください！軽く掛けやすいものが開発されています！

使用前後の点検！乗る前は必ず点検し、点検する際は必ず、このように点検してください。

違反すると処分あり！違反した船舶には違反点数が課され、再発防止のために処分されます！船舶は海上安全の要です！

違反した船舶には違反点数が課され、再発防止のために処分されます！船舶は海上安全の要です！

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁 詳しくはホームページ

命を守ります！ライフジャケットが

平成30年2月1日以降、小型船舶の船内では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の職務になります！(Responsible Boatman)

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁